

訴 状【頒布用】

令和8年4月21日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとほり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 710万9840円

貼用印紙代 4万0000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、別紙請求目録の各原告に対し、連帯して、同目録請求金額欄記載の金員及びこれに対する令和7年7月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 事案の概要

本件は、政治団体である被告日本誠真会が令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙に候補者を擁立するに先立って、党首である被告吉野敏明が、真実は45選挙区に各1名と比例代表5名の候補者を擁立する意思も能力もないのに、45選挙区と比例代表5名を擁立するための選挙資金であると用途を定めて、党员乃至支援者に対し、寄附、政治資金パーティーのチケット、グッズ購入、党費納入（以下「寄附等」と言ふ。）を自己のY o u T u b e等で勧誘して寄附等をさせたことが欺罔行為にあたること等を理由に、寄附等相当額及び慰謝料の損害賠償を請求するものである。

第2 当事者

1 原告ら

原告らは、被告日本誠真会及び被告吉野敏明を支持した一般国民である。

2 被告日本誠真会

被告日本誠真会（以下「被告党」と言ふ。）は、令和6年10月17日に設立された、総務大臣届出の政治団体であり（甲イ1、甲イ2）¹、令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」と言ふ。）では合計12名の候補者を擁立した（甲イ3）。しかし、比例代表では被告党及び2名の候補者の個人票を併せて33万3263票（得票率0.56%）にとどまり、当選者1名を出した社会民主党（121万票余り）の4分の1程度しか得票できない惨敗であつた。

3 被告吉野敏明

¹ 証拠番号は、総論（欺罔行為の存在等）に関する証拠を「甲イ号証」、各論（各原告の損害の発生及びその額）に関する証拠を「甲ロ号証」と付番する。

被告吉野敏明（以下「被告吉野」といふ。）は被告党の党首であり、医療法人社団郁栄会銀座エルディアクリニックの最高顧問を務める歯科医師である。

また、「四毒抜き」と称する民間療法を普及させるため、自己のY o u T u b eチャンネル「吉野敏明チャンネル」等で発信したり「四毒抜きのすすめ」（徳間書店）等の書籍を執筆してゐる。

選挙歴は、令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙において、当時共同代表を務めてゐた参政党の公認候補として比例代表から立候補し、次いで令和5年4月9日執行大阪府知事選挙では同党の公認候補として立候補し、いずれも落選した。

本件選挙では、被告党の公認候補として比例代表で立候補し、落選した。

さらに、令和8年2月8日執行第52回衆議院議員総選挙では、被告党の党首でありながら、減税日本・ゆうこく連合公認で小選挙区（東京都第15区）及び比例代表（東京ブロック）に重複立候補し、小選挙区では候補者6名中最下位の7296票（得票率2.83%）と供託物没収点（10%）を大きく下回る得票にとどまり、いずれも落選した。

4 被告吉野敏明後援会

被告吉野敏明後援会（以下「被告後援会」と言ふ。）は、被告吉野の資金管理団体たる国会議員関係政治団体である（甲イ4）。

第3 被告吉野の欺罔行為

1 寄附等勧誘の手法

(1) はじめに

被告吉野は、本件選挙に先立つ令和7年2月28日以降、後記(2)及び(5)の記者会見並びに後記(3)及び(4)のY o u T u b eチャンネルにおいて、原告らを含む全国の党员乃至支援者に対し、大要

- ①本件選挙において、被告党の公認候補者を、45選挙区に候補者各1名、比例代表5名の合計50名を擁立する方針（以下「本件選挙方針」と言ふ。）を採ること

- ②その理由は、被告吉野が比例代表で当選するためには、北海道から沖縄の全都道府県に被告吉野と選挙区候補者の二連ポスターを貼って被告吉野の知名度を高めることが必要であること
- ③本件選挙方針を遂行するにあたって必要な供託金は、㊶選挙区分が45名×300万円＝1億3500万円、㊷比例代表分が5名×600万円＝3000万円、の合計1億6500万円であること
- ④さらに、街宣車や車上運動員（ウグイス）の経費などを含めると、最低でも2億5000万円の選挙資金が必要であること
- ⑤そのために、寄附等をしてほしい

と繰り返し発言して（以下「本件発言」と言ふ。）、同発言を視聴する者をして、本件選挙方針を遂行するための資金であると用途を定めて寄附等を募集してゐると認識させた。

(2) 令和7年2月28日記者会見

同日、被告党は、本件選挙に向けた記者会見を東京都庁記者会見場で開催した。登壇者は、被告吉野、木原功仁哉党組織対策委員（原告ら訴訟代理人）、井田雅彦党北関東国政対策委員及び南出喜久治党顧問（弁護士）の4名であった。

その際、被告吉野は、記者からの質問に対して以下のとおり回答し、本件選挙方針を採ることを明言した。

【吉野敏明】 ついにこの時が！参議院選挙に本格始動！ 都庁記者クラブ
記者会見 2025/2/28（甲イ5）

(31：34)

記者「共同通信のスズキです。あの、ご説明ありがとうございます。えっと確認ですけども、えっと、三人の方が立候補するっていうことでよろしいです…」

吉野「いや。えー、候補者はもっと増やします。」

記者「あ、えっと、今日の時点では、さ、三人発表だったという…」

吉野「そうですね。今日は三人で今、今日記者会見を開いていますけども、えー、ま、目標は北海道から沖縄まで45ある選挙区に、えー、各選挙区に一名立てたいと、そして全国比例は出来れば五名以上立てたいというふうに思っています。で、候補者は今、募集中で、えー、今面接等を

してるので、また近い機会に記者会見で、えー、詳しいことは発表する予定です。」

記者「ありがとうございます。えっと、選挙区なんですけど、吉野さんはぜ、全国比例。」

吉野「はい、そうです。」

記者「えっと、ごめんなさい、木原さんも全国。」

木原「はい、そうです。」

記者「井田さんはど、どちらか、ちょっとわからなかった、どちらですか。」

吉野「井田さんはですね、今、あの、他の、おー、えー、選挙に出る予定があるので、えーまだ国政は未定でございます。」

記者「あーわかりました。じゃ、えっと、選挙区かもしれないし比例かもしれないってことですね。」

吉野「はい、そうですね。」

記者「わかりました。」

(32 : 36)

(3) 「吉野敏明政経医チャンネル」での発言

ア チャンネルの概要

吉野敏明政経医チャンネルは、被告吉野が政治、経済、医療問題をテーマに発信するチャンネルであり、令和7年4月30日時点でのチャンネル登録者数は約14万人であった（同日の発言内容）。

イ 別紙発言目録1の発言

同チャンネルにおける令和7年3月6日乃至同年7月2日の配信のうち、本件選挙方針に関する発言は、本訴状別紙発言目録1のとほりである。

被告吉野が別紙発言目録1の発言をなすに際しては、①本件選挙執行日までの日数、②党員数の推移、③寄附金額の推移を記載したスライドを示した上で（甲イ33）、選挙執行日が迫る中、党員や寄附金が急激に増加してゐると信じ込ませる、いはゆる「多数者効果」を利用して、視聴者に寄附等を勧誘する手法を採つてゐた。

そして、別紙発言目録1の各発言のうち、以下のとほり特記すべき発言があつた。

①5月17日、「参議院議員選挙を戦うだけでも1億6千5百万円を国に払わないと立候補すらさせてくれないんですよ」と発言して、あたかも、45選挙区と比例代表5名の合計50名の候補者全員を揃へなければ立候補す

らできない(一人でも欠けてはならない)かのやうな虚偽の事実を述べた(甲イ13)。

- ②5月21日、「吉野敏明後援会とこっち(注:被告党)を足しても8千万円。8千6百万円なんです。全然足りないですよ」と述べ、被告党のみならず被告後援会の資金も、本件選挙方針を遂行するための資金として支弁されると述べた(甲イ15)。
- ③同日、「参議院議員は7月3日公示、最悪でも7月の2日までに45選挙区全員立候補者決める」と発言し、「最悪でも」公示日前日(7月2日)までに45選挙区すべてに候補者を擁立することを明言した。
- ④6月6日、「じゃ、もしお金が余ったらどうするんですかって言ったらそれはそうですよ。そうなったらどうするのかって言ったら候補者立てます」と発言し、45選挙区に各1名を立候補させるにとどまらず、1選挙区に複数候補を擁立する可能性を示唆しつつ、寄附等のすべてを本件選挙の候補者擁立のために支弁すると述べた(甲イ27)。

ウ 動画の非公開化

ところで、同チャンネルの動画のうち、5月24日乃至6月6日の動画が、現時点で非公開にされてゐる。

非公開化された「吉野敏明政経医チャンネル」動画一覧

日付	動画URL	証拠
5月24日	https://www.youtube.com/watch?v=y_KDJRjH2ok&t=2s	
5月26日	https://www.youtube.com/watch?v=c82HBk0qVlg	甲イ18
5月27日	https://www.youtube.com/watch?v=PTRwWp06pDE	甲イ19
5月28日	https://www.youtube.com/watch?v=kW7VmnHUGG4	甲イ20
5月29日	https://www.youtube.com/watch?v=fDaIj1tP5KM&t=286s	甲イ21
5月30日	https://www.youtube.com/watch?v=ex_3LG-S0CU	甲イ22
5月31日	https://www.youtube.com/watch?v=rtX_u10YbLk	甲イ23
6月2日	https://www.youtube.com/watch?v=mFrh5MVkRpA	甲イ24
6月3日	https://www.youtube.com/watch?v=b006VddhRqo&t=2s	甲イ25
6月4日	https://www.youtube.com/watch?v=UyzelwC-Nvw	甲イ26
6月6日	https://www.youtube.com/watch?v=762wh9pFqTs&t=20s	甲イ27
6月7日	https://www.youtube.com/watch?v=PdyXdasX3Y4	甲イ28

非公開化されたのは、被告らが、上表の動画での各発言が欺罔行為の証拠であると自認し、その隠滅を図ったからである。

(4) 「吉野敏明チャンネル」での発言

ア チャンネルの概要

吉野敏明チャンネルは、被告吉野が、主に四毒抜きを含む健康法について発信するものであり、令和7年4月30日時点でチャンネル登録者数が約44万人であった（同日の「吉野敏明政経医チャンネルでの発言内容」）。

イ 本件発言

吉野敏明チャンネルにおける令和7年5月2日乃至同年6月9日の配信のうち、本件選挙方針に関する発言は、別紙発言目録2のとほりである。

同発言に際して、甲イ33と同様のスライドを掲示し、多数者効果を利用して寄附等を勧誘する手法は、前記(3).アと同様である。

このうち、特記すべき発言は以下のとおりである。

- ①5月2日、「吉野敏明後援会が2千万円。これ（注：被告党）3千万足しても5千万です。あと2億円ぐらい必要です」と述べて、被告後援会の資金も本件選挙方針を遂行させる資金に支弁すると述べた（甲イ34）。
- ②6月5日、「もし2億5千万円超えたら余ったらどうすんですかって、もっと立候補させます。当たり前でしょ」と述べて、寄附等の全てを本件選挙における候補者擁立のために支弁すると述べた（甲イ36）。

ウ チャンネルの非公開化

5月6日の動画（<https://www.youtube.com/watch?v=UrResQF-Kzo>）（甲イ35）は、現時点で非公開にされてゐる。

その理由は、被告らが、同動画が欺罔行為の証拠であることを自認し、その隠滅を図ったからである。

(5) 令和7年6月11日記者会見

そして、同日、被告党が東京都内で開催した記者会見では、本件選挙方針を採ることを説明した。

この記者会見を踏まえ、東京スポーツWEB版は、以下のとおり配信した（甲イ37）。

日本誠真会・吉野敏明党首 参院選全45選挙区・比例5人擁立に自信

2025年6月11日 17:38

東スポWEB

歯科医師で作家の吉野敏明氏が党首を務める政治団体「日本誠真会」は11日、都内で会見し、参院選選挙区の候補者を発表した。

吉野氏は食の問題やワクチン接種への警鐘などで名をはせ、3年前の参院選では参政党のゴレンジャーの一人として、国政政党化に寄与したものの「理念が異なる」を理由に離党していた。その後、日本誠真会を結党し、参院選比例代表からの出馬を表明していた。

この日、新たに福岡、愛知、埼玉選挙区の候補者を発表し、吉野氏は「伝統と歴史、家族、保守の定義にのっとして、この国を運営していく本格的な保守政党だと思います。そのために党勢を拡大している。目標は国政政党になること。2回の選挙を経て、与党になる。単独で過半数を取る」と意気込んだ。

参院選には全45選挙区、比例は最低でも5人の擁立を掲げた。供託金だけでも1億5000万円以上必要となってくるが、吉野氏は「本当にたくさんの献金をいただいている。1億円は軽く突破している。7月までに2億円は超える」と資金面のメドは立っていると話した。

(6) 小括

このように、被告吉野は、記者会見及び自己のYouTubeチャンネルにおいて、本件発言を繰り返し行つたのである。

2 本件選挙方針を遂行する意思及び能力がなかつたこと

(1) 10選挙区しか候補者を擁立しなかつた

しかし、被告党が実際に擁立した公認候補は10選挙区（東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、兵庫、福岡、大分、長崎）の10名及び比例代表2名（被告吉野、木原）の合計12名にとどまつた。

その理由について、被告吉野は、本日までに一切の説明をしない。

(2) 被告吉野は地方での活動をしない

そもそも、被告党は、本件選挙のわずか9カ月前の令和6年10月に結党されたのであるから、地方組織の構築が明らかに不十分な状態であった。このことは、本件選挙後の令和7年8月、被告吉野が「敗因分析と現状把握」と題するスライド（甲イ39）を用いて、党員乃至支援者が限定視聴できる動画を配信した際にも説明した。

しかも、被告吉野は、当時院長を務めていた銀座エルディアクリニックの診療に月曜から土曜まで従事し、地方（首都圏1都3県を除く地域を言ふ。以下同じ）において講演会及び街頭演説等の政治活動を自ら企画して実施することはほぼなく、被告党の本部スタッフにおいても同様であった。

(3) 組織対策委員木原との連携の不存在

そのため、党組織対策委員の肩書を与へられて地方組織の構築を担つてきた木原（甲イ40、令和7年9月以降は副党首を兼務）との綿密な連携が不可欠であったのである。

すなはち、被告党では、公職選挙の公認権が党首の専権であったのだから（党員規約9条3項、甲イ41）、本件選挙方針を決定する権限があつたのは、党首である被告吉野のみであった。それゆゑ、被告吉野は、45選挙区すべてに候補者を擁立するのであれば、本件選挙の前に自らが寸暇を惜しんで地方での政治活動をして予定候補者を発掘するとともに、活動ボランティアの態勢を構築する等の準備行為が必要不可欠であった。

しかし、被告党で地方組織構築のために全国的に活動して来たのは、被告党の組織対策委員の肩書を与へられてきた木原のみであった。

木原は、令和7年1月以降、「よしりん先生と日本の将来を語る会」を全国8カ所（神戸、名古屋、岡山、鹿児島、熊本、北九州、金沢、松山）で企画し、その運営を統括した。また、同年3月以降、39都道府県（全国47都道府県のうち、青森、秋田、岩手、山形、鳥取、徳島、長崎、宮崎、沖縄の9県を除いた都道府県のすべてを言ふ。以下同じ）においてミニ集会を開催して、被告党の地方組織である支部準備室（支部の前身であり、各都道府県に数十人規模のグループ）の立ち上げを担つて来た。

このやうな全国的な地方組織構築の任務は、本来であれば被告吉野又は被告党の本部スタッフがなすべきであるが、被告吉野を含めて党本部に適任者がみなか

つたことから、木原が本件選挙の公示日前に39都道府県を回つたのである。しかも、比例代表で立候補した本件選挙の選挙運動期間中は、地元神戸での選挙運動に集中すれば個人票をより獲得できたにもかかわらず、その機会を放棄してでも、43都道府県（青森、岩手、秋田、沖縄を除く都道府県のすべて）を回ることによつて各支部準備室の活動を活性化させ、将来的に各支部準備室を支部に昇格することに繋げ、ひいては被告党の地方組織を盤石なものにすることを目指してゐたのである。

それゆゑ、本件選挙方針を採用した被告吉野としては、木原との間で、各選挙区における候補者の適任者がゐるかどうかが、選挙ポスター貼り（東京都では公設ポスター掲示場が1万カ所以上存在する）のためのボランティア態勢を構築するための綿密な連携が必要であつた。

しかし、被告吉野は、木原に対して、一度も本件選挙方針を遂行するための相談をすることもなければ、自ら会議を招集することもなかつた。

被告吉野は、前述の講演会「よしりん先生と日本の将来を語る会」でも、現地の黨員乃至ボランティアと懇親することはほとんどなく、講演会が終了すればそそくさと帰路に就くことが常であつた。このため、ボランティアを務めた黨員乃至支援者から、「党首からお礼の言葉一つない」「冷淡」などといふ酷評が木原のもとに相次いでゐたのである。

このやうに、被告吉野は、本件選挙方針を遂行するにあつて必要な地方での政治活動をほとんどせず、全国的な地方組織構築を担当してゐた木原とも連携をしなかつたのであるから、初めから本件選挙方針を遂行する意思及び能力に欠けてゐたと言へる。

(3) 付言

なほ、被告党は、令和7年12月7日、木原を除名した。その理由は、被告吉野が、銀座エルディアクリニックにおいて医師法違反の問診を行つてゐるとの情報を得た木原が、副党首会議において調査を提案したことに対し、意趣返しとしてなしたものであつた（甲イ42）。このため、木原は、被告党及び同吉野を相手取つて民事訴訟を提起してゐる（神戸地方裁判所令和7年（ワ）第2263号除名処分無効確認等請求事件）（甲イ43）。

3 詐欺の故意

(1) はじめに

以上の事実は、被告吉野が認識してゐたのであるから、詐欺の故意は優に認められるのであるが、これに加へ、以下の事実からすると、本件発言が故意による虚言であつたことを裏付けるものである。

(2) 参政党共同代表として参院選を経験してゐる

被告吉野は、令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙では、参政党共同代表として比例代表から立候補した。その際、同党は、45選挙区すべてに候補者を擁立し、比例代表で1議席を獲得した（当選者は神谷宗幣）。

同党は、前記参院選の選挙運動期間に先立ち、各地で街頭演説又はタウンミーティングを開催し、被告吉野を含む比例代表予定候補者（赤尾由美、神谷宗幣、武田邦彦、松田学、被告吉野のいはゆる「ゴレンジャー」）が全国で精力的に政治活動をしてゐたのである。

このことからすると、被告吉野は、本件選挙方針を採るのであれば、党首である自らが率先垂範して全国各地に出向いて活動する必要があることを認識してゐたのであつて、それを怠つたことは、初めから45選挙区に候補者を擁立する意思がなかつたからである。

(3) 虚言症であるとの吉野純子の告白

被告吉野の妻であり、本件選挙では大阪府選挙区から被告党の公認候補として立候補した吉野純子（現在は副党首）は、令和7年9月12日、被告党の顧問であつた南出喜久治（弁護士）と今村事務局長と喫茶店で協議した際、南出に対し、被告吉野の虚言症が顕著であり、サイコパスではないかと思つてゐること告白した（甲イ44）。

すなはち、被告吉野が「11代目鍼灸漢方医」と吹聴してきたことについて、同日の面談の席上で純子が詳細な家系図を示して、それが虚偽であることを説明し、政治家としてそのやうな嘘をつき続けることは許されることではないと述べた。

後日、南出がこのことを被告吉野に問い合わせた際、被告吉野が南出に送付してきた家系図（甲イ45）でも、本家の六代目までは質屋を本業にして酒業、養鶏業、養豚業など手広く商ひをしてきた「よろづ屋」の家系であり、薬種商を営んだもの少しあるとしても、決して鍼灸医とか漢方医などの家系ではなく、それは分家後においても同様であつて、決して、鍼灸医漢方医の11代目が被告吉野ではないことは明らかなのである。被告吉野が、鍼灸医漢方医の11代

目であると名乗ることが、自己が11代目の鍼灸漢方医であると公言し続けることになり、それ自体が医師法18条（「医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。」）に違反することが明らかなのである。

また、南出は、令和7年9月12日の純子との面談の際、純子は、料理をするのはすべて純子なのに、被告吉野が自ら料理をすると嘘をつくこと、たとえば、魚を三枚に下ろすのは純子がしてゐるのであつて、被告吉野自身はそんなことができないのに自らがしてゐるとして嘘をつくこと、安倍晋三は帰化人であるとか、国会議員の大半は帰化人であるなどと全く根拠のない話を公然としてゐることなど、被告吉野は嘘をつき続ける虚言症、サイコパスだと思つてゐると語つたのである。

そして、純子は、吉野がその他の多くの嘘をついてゐることを詳しく説明した。このままであれば被告党は批判されるので組織を維持できないので解体する覚悟があること、このままだと離婚も覚悟してゐること、特に、被告吉野から身障者の子供を産んだことを批判されたことがトラウマになつてゐることなどを語り、被告吉野がどうしても嘘をつき続けることを止めないときは、それを止めさせるために南出の判断で公言してもらつて止めさせるやうにしてもらつても構はないと説明して、公言することの了解をしてゐたのである。

(4) 医師法違反

被告吉野は、自らが歯科医師であるのに、あたかも医師であると誤信させる発信（医師法18条違反）を継続した。

すなはち、前述の「11代目鍼灸漢方医」のほか、「国を癒す医師」との表題の書籍を執筆し発行した（甲イ46）など、あたかも医師であるかのやうな発信をした。

その動機は、四毒抜き関係の書籍を販売して収益を上げたり、医師が常勤しない銀座エルディアクリニックでの患者を獲得し、患者に健康食品乃至サプリメントを販売する等、自らの医療ビジネスを拡大させるためであつた。

それのみならず、令和7年7月22日、心臓疾患を有する藤田昌彦が銀座エルディアクリニックを往訪した際、内科医の診察を受けられると信じてゐた藤田を問診したのは歯科医師の被告吉野であり、被告吉野は、四毒抜きを徹底するやうにとの医科領域に属する保健指導（医行為）や、歯科手術のために心臓疾患の患者が服用すべき抗血小板薬の服用停止を求める医科領域に属する保健指導（医行為）に及んだ（甲イ43）。これは医師法17条（「医師でなければ、医業をなしてはならない。」）違反であるから、藤田は東京地方検察庁特別捜査部に刑事告発してゐる。

それにもかかはらず、被告吉野は、現在においても、臆面もなく銀座エルディアクリニックにおいて「内科」「医科」の診察をしてゐるのである（甲イ47乃至甲イ49）。

かうした医療人として当然に遵守すべき医師法を遵守しない被告吉野の、遵法精神の欠如及び反道徳的態度は顕著である。

(5) 基軸政策（真正護憲論）の放棄

そもそも、南出及び木原が被告党の活動に参加するやうになつたのは、真正護憲論（日本国憲法は憲法としては有効ではなく、講和条約の限度で有効であり、現在でも大日本帝国憲法が有効であるとの見解）を被告党の基軸政策にすると被告吉野が約したからであつた（甲イ44）。

令和7年6月11日の記者会見においても、参政党や日本保守党との違ひは何かと記者から問はれた被告吉野は、被告党が採る真正護憲論は、参政党や日本保守党が採る改憲論とは大きく異なると答へた。

しかし、被告吉野は、同年12月、木原を除名し、南出を顧問から解任した後、被告党のホームページから真正護憲論の説明文を削除した。そして、令和7年2月8日執行の衆院選では、典型的な占領憲法護憲論を採る減税日本・ゆうこく連合から立候補するなど変節の限りを尽くしたのであつて、「誠意と真実と敬い」とのスローガンは大嘘であつたことを裏付けるのである。

(6) 「結党時に戻っても同じ結果しか出せなかつた」との発言

木原は、令和7年8月21日、銀座エルディアクリニックを来訪し、被告吉野及び事務局長と、被告党の組織運営について協議した。

その際、被告吉野は「外では言えないけれど、よくここまで票が出たと思う。結党時にもう一回戻つたとしても、同じ結果しか出せなかつたと思う。」と述べた。

このやうに、被告吉野は、本件選挙の準備及び結果については何ら反省すべき点がなく、45選挙区すべてに候補者を擁立しなかつたことに何ら悪びれる素振りもなかつたのは、初めから45選挙区に候補者を擁立する意思がなかつたからである。

(7) 本件選挙方針を遂行できなかつた具体的理由を一切説明しない

そして、被告吉野は、本件選挙方針を採ると繰り返し発言しながら、10選挙区にしか候補者を擁立できなかつた具体的理由を、本日までに一切説明しない。

また、令和7年9月7日に福岡市内で開催された対話集会で、2億円を超える寄附を集めておきながら、本来の用途（本件選挙の供託金）に支弁されず、その行方はどのやうになつてゐるのかについて疑念を抱いた党员乃至支援者が、本件選挙をめぐる被告党の会計状況について質問した際、被告吉野は、9000万円ほど残つてゐると述べた上で、同年内に会計報告を行ふと明言した。それにもかかはらず、令和7年内に会計報告をすることはなく、自らがなした約束を反故にしたのである（甲イ50）。

このやうに、党员乃至支援者に対する一切の説明をしないのは、詐欺の故意があつたことを裏付けるものである。

(8) 小括

以上の事実からすると、被告吉野において詐欺の故意があつたことは優に認められるのである。

第4 寄附不当勧誘防止法3条3号に基づく配慮義務違反

1 はじめに

仮に、被告吉野の発言が欺罔行為とまでは認められないとしても、旧統一教会をめぐる問題を契機に制定された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和4年法律105号）3条3号において、法人等（政治団体を含む）には、以下の配慮義務が課せられてゐる。

寄附不当勧誘防止法

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

一～二 （略）

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

同規定の位置付けについて、消費者庁「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説」（令和5年2月1日）は、「本条は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における当該事案ごとの民事的な法的効果を直接規定するものではないが、このような配慮義務の規定が本法に定められることで、民法上の不法行為（民法（明治29年法律第89号）第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が、当該規定がない場合と比較して容易になることが考えられる。例えば、本条が規定する配慮義務も考慮して法人等が信義則上の注意義務を負うとして、注意義務違反が不法行為を構成すると判断されることはあり得るものと考えられる。」と解説してある（甲イ51）。

このことからすると、現実には45選挙区に候補者を擁立する能力がなかつたのであるから、被告吉野は、寄附等と呼び掛けるにあたっては、45選挙区に擁立できない場合の寄附等の用途について言及すべき信義則上の注意義務があつた。

しかし、これを怠つた過失があるどころか、寄附等が2億5000万円を超えた場合でも45選挙区に各1名のみならず、複数の候補者を擁立することも示唆した上で、資金のすべてを本件選挙の候補者擁立のために支弁すると断言した（政経医チャンネル令和7年6月6日の配信等）のであるから、同注意義務違反について故意があつた。

第5 損害の発生及びその額

1 寄附等相当額の損害賠償

原告らは、令和7年2月28日の記者会見以降、被告吉野の本件発言を繰り返して聞いて、真に本件選挙方針を遂行すれば、北海道から沖縄まで全国の公設掲示場に被告党のポスターを掲示することができ、これによつて被告党の知名度が上がつて当選者を出すことができると信じて、寄附等をなしたのである。

仮に、被告吉野が本件選挙方針を採るとの発言がなければ、被告党から当選者を出すことは困難だつたのであるから、寄附等をすることはなかつたのである。

換言すれば、本件選挙方針を採るとの発言部分は、寄附等をなすか否かを判断するにあつての最重要部分であつたのだから、これを偽つたことは欺罔行為を構成するのである。

よつて、寄附等相当額が、欺罔行為又は配慮義務違反と因果関係のある損害を構成する。

(1) 原告●●●● (原告A)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	3月14日	グッズ購入	7,980円	甲口A1	
2	4月30日	グッズ購入	4,980円	甲口A2	
3	5月11日	党費	1,000円	甲口A3	
4	6月7日	グッズ購入	1,000円	甲口A4	
5	6月11日	党費	1,000円	甲口A5	
6	6月27日	グッズ購入	5,980円	甲口A6	
		上記合計	21,940円		

(2) 原告●●●● (原告B)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	6月11日	グッズ購入	15,000円	甲口B1	
		上記合計	15,000円		

(3) 原告●●●● (原告C)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	3月16日	党費	1,000円	甲口C1	
2	4月6日	グッズ購入	5,000円	甲口C2、 甲口C3	
3	4月16日	党費	1,000円	甲口C4	
4	5月16日	党費	1,000円	甲口C5	
5	6月16日	党費	1,000円	甲口C6	
		上記合計	9,000円		

(4) 原告●●●● (原告D)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月30日	寄附 (被告党)	10,000円	甲口D1	
		上記合計	10,000円		

(5) 原告●●●● (原告E)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	5月30日	パーティー券	20,000円	甲口E1	東京場所(6/15)
2	6月12日	グッズ購入	6,980円	甲口E2	
		上記合計	26,980円		

(6) 原告●●●● (原告F)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	3月1日	党費	1,000円		
2	4月1日	党費	1,000円	甲口F1	
3	5月1日	党費	1,000円	甲口F2	
4	6月1日	党費	1,000円	甲口F3	
5	7月1日	党費	1,000円		
		上記合計	5,000円		

(求釈明申立て)

上記番号1及び同5の党費納入について、被告党は、支払の有無を明確に認否されたい。

(7) 原告●●●● (原告G)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	5月3日	寄附(被告党)	1,000円	甲口G1	
2	5月19日	党費	1,000円	甲口G2	
3	6月19日	党費	1,000円	甲口G3	
4	6月19日	グッズ購入	2,000円	甲口G4	
		上記合計	5,000円		

(8) 原告●●●● (原告H)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	3月11日	党費(シニア)	9,600円	甲口H1	年払い

2	3月24日	グッズ購入	17,000円	甲口H2	
3	5月1日	寄附(被告党)	1,000円	甲口H3	
4	5月18日	寄附(被告党)	5,000円	甲口H4	
5	6月13日	寄附(被告党)	1,000円	甲口H5	
		上記合計	33,600円		

(9) 原告●●●● (原告I)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月28日	寄附(被告党)	1,000円	甲口I1	
2	5月30日	グッズ購入	2,180円	甲口I2	
3	6月20日	グッズ購入	16,000円	甲口I3	
		上記合計	19,180円		

(10) 原告●●●● (原告J)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月7日	寄附(被告党)	1,000円	甲口J1	
2	5月26日	寄附(被告党)	3,000円	甲口J2	
3	5月30日	グッズ購入	19,000円	甲口J3	親族名義で購入
4	6月13日	パーティー券	20,000円	甲口J4	東京場所(6/15)、 親族名義で購入
5	6月14日	寄附(党)	1,000円	甲口J5	親族名義で寄附
		上記合計	44,000円		

(補足説明)

●●●●は原告●●の夫であり、●●の購入分は、原告●●が実質的に購入及び寄附の資金を支弁したものである。

(11) 原告●●●● (原告K)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	6月6日	寄附(被告党)	5,000円	甲口K1	
2	6月6日	党費	1,000円	甲口K1	

		上記合計	6,000 円		
--	--	------	---------	--	--

(12) 原告●●●● (原告L)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	5月28日	パーティー券	20,000 円	甲口L1	東京場所 (6/15)
2	6月14日	グッズ購入	5,980 円	甲口L2	
3	6月15日	パーティー券	20,000 円	甲口L3	東京場所 (6/15)
		上記合計	45,980 円		

(13) 原告●●●● (原告M)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	3月2日	パーティー券	20,000 円	甲口M1	横浜場所 (3/9)
2	5月4日	寄附 (被告党)	100,000 円		現金手渡し
3	5月25日	パーティー券	20,000 円	甲口M2	
4	5月31日	寄附 (被告党)	20,000 円		現金手渡し
5	6月7日	グッズ購入	14,000 円	甲口M3	
6	6月16日	パーティー券	20,000 円	甲口M4	広島場所 (6/22)
7	6月29日	寄附 (被告党)	30,000 円		現金手渡し
		上記合計	224,000 円		

(求釈明申立て)

上記番号2、同4及び同7の寄附は、いずれも講演会会場等でなしたものであり、被告党の会計帳簿に記録が残っているとみられるので、被告党は、受領の有無を明確に認否されたい。

(14) 原告●●●● (原告N)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月9日	寄附 (被告党)	2,000 円		現金手渡し
2	4月13日	寄附 (被告党)	2,000 円		現金手渡し
3	5月21日	寄附 (被告党)	2,000 円		現金手渡し
4	5月28日	寄附 (被告党)	3,000 円		現金手渡し

		上記合計	9,000 円		
--	--	------	---------	--	--

(求釈明申立て)

上記番号1乃至同4の寄附は、いずれも街頭演説会場でなしたものであり、被告党の会計帳簿に記録が残っているとみられるので、受領の有無を明確に認否されたい。

(15) 原告●●●● (原告O)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月13日	党費	12,000 円	甲口O1	年払ひ
2	5月11日	グッズ購入	10,980 円	甲口O2	
3	5月12日	寄附 (被告党)	3,000 円	甲口O3	領収書 No. ●●
4	5月26日	寄附 (被告党)	10,000 円	甲口O4	領収書 No. ●●
5	5月26日	寄附 (被告党)	10,000 円	甲口O5	領収書 No. ●●
6	6月7日	寄附 (被告党)	10,000 円	甲口O6	領収書 No. ●●
		上記合計	55,980 円		

(16) 原告●●●● (原告P)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	5月18日	党費	1,000 円	甲口P1	
2	6月8日	グッズ購入	4,980 円	甲口P2	
3	6月18日	党費	1,000 円	甲口P3	
		上記合計	6,980 円		

(17) 原告●●●● (原告Q)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月12日	党費	1,000 円	甲口Q1	
2	5月12日	党費	1,000 円	甲口Q2	
3	6月12日	党費	1,000 円	甲口Q3	
		上記合計	3,000 円		

(18) 原告●●●● (原告R)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月19日	寄附（被告党）	30,000円	甲口R1	
2	4月28日	グッズ購入	5,980円	甲口R2	
3	5月5日	パーティー券	20,000円	甲口R3	
		上記合計	55,980円		

(19) 原告●●●● (原告S)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	5月7日	寄附（被告党）	50,000円	甲口S1	
2	5月25日	パーティー券	20,220円	甲口S2	東京場所（6/15）
3	6月14日	パーティー券	100,000円	甲口S3	東京場所（6/15）
4	6月15日	寄附（被告党）	300,000円		現金手渡し
5	6月21日	パーティー券	20,000円	甲口S4	広島場所（6/22）
		上記合計	490,220円		

（求積明申立て）

上記番号4の寄附は、東京場所（政治資金パーティー）でなしたものであり、被告党の会計帳簿に記録が残っているとみられるので、被告党は、受領の有無を明確に認否されたい。

(20) 原告●●●● (原告T)

番号	日付	費目	金額	証拠	備考
1	4月22日	党費	1,000円	甲口T1	
2	5月21日	パーティー券	20,000円	甲口T2	広島場所（6/22）
3	5月22日	党費	1,000円	甲口T3	
4	6月22日	党費	1,000円	甲口T4	
		上記合計	23,000円		

2 慰謝料

原告らは、被告らの欺罔行為及び配慮義務違反によつて、本件選挙方針が採られるものと信じ、寄附等だけではなく、政治活動としての被告党のビラ撒き、SNS拡散、家族及び知人への口コミなど、被告らの支持拡大に向けて尽力したのである。

ところが、被告吉野が本件発言を反故にしたことにより、被告党から当選者を輩出することは事実上困難となり、さらに、家族及び知人に口コミしたにもかかわらず、本件選挙方針を反故にされ、原告ら自身が、口コミをした家族及び知人に対する関係で信用を失ふ結果となつた。

このやうに、被告らの欺罔行為及び配慮義務違反により、原告らは多大な精神的苦痛を被つたのであり、これを金銭的に評価することは固より困難であるが、敢へて評価するとすれば一人当たり30万円を下らない。

第6 共同不法行為

前記損害のうち、寄附等の金員は被告党に入金されたことや、欺罔行為は被告吉野がなしてゐることから、被告党及び同吉野が賠償の責めを負ふことは論を俟たない。

そして、被告後援会は、令和6年の収支報告書によると、被告党から高額寄附を受けてゐること（甲イ4）や、会計責任者はいずれも被告吉野の妻である純子が務めてゐることからすると、被告党及び同吉野と実質的に一体の関係にあると言へ、被告党及び被告吉野と共同不法行為責任を負ふ。

第7 請求のまとめ

よつて、原告らは、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、別紙請求目録の請求金額欄記載の各金員及びこれらに対する本件発言を撤回した日（令和7年7月2日）の前日である令和7年7月1日（欺罔行為を行つてゐた期間の末日）から支払済みまで民事法定利率年3%の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

証拠方法

証拠説明書のとほり

附属書類

1	訴状副本	3通
2	証拠説明書	4通
3	甲号証	各4通
4	訴訟委任状	20通

当事者目録

〒	原 告	A	●	●	●	●
〒	原 告	B	●	●	●	●
〒	原 告	C	●	●	●	●
〒	原 告	D	●	●	●	●
〒	原 告	E	●	●	●	●
〒	原 告	F	●	●	●	●
〒	原 告	G	●	●	●	●
〒	原 告	H	●	●	●	●
〒	原 告	I	●	●	●	●
〒	原 告	J	●	●	●	●
〒	原 告	K	●	●	●	●

〒	原 告 L	●	●	●	●
〒	原 告 M	●	●	●	●
〒	原 告 N	●	●	●	●
〒	原 告 O	●	●	●	●
〒	原 告 P	●	●	●	●
〒	原 告 Q	●	●	●	●
〒	原 告 R	●	●	●	●
〒	原 告 S	●	●	●	●
〒	原 告 T	●	●	●	●

〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15

グランディア住吉駅前4階西号室

木原功仁哉法律事務所（送達場所）

TEL 078-855-3101

FAX 078-855-4015

原告ら訴訟代理人弁護士 木 原 功 仁 哉

〒135-0048 東京都江東区門前仲町1丁目13番12号 HYPERMIX409号室

被 告 日 本 誠 真 会

上記代表者党首 吉 野 敏 明

〒 横浜市西区

被 告 吉 野 敏 明

〒104-0045 東京都中央区築地1-4-8 リビオレゾン東銀座 603

被 告 吉 野 敏 明 後 援 会

上記代表者会長 吉 野 敏 明

(別 紙)

請求目録

記号	原告	寄附等相当額 (①)	慰謝料 (②)	請求金額 (①+②)
A	●● ●●	21,940 円	300,000 円	321,940 円
B	●● ●●	15,000 円	300,000 円	315,000 円
C	●● ●●	9,000 円	300,000 円	309,000 円
D	●● ●●	10,000 円	300,000 円	310,000 円
E	●● ●●	26,980 円	300,000 円	326,980 円
F	●● ●●	5,000 円	300,000 円	305,000 円
G	●● ●●	5,000 円	300,000 円	305,000 円
H	●● ●●	33,600 円	300,000 円	333,600 円
I	●● ●●	19,180 円	300,000 円	319,180 円
J	●● ●●	44,000 円	300,000 円	344,000 円
K	●● ●●	6,000 円	300,000 円	306,000 円
L	●● ●●	45,980 円	300,000 円	345,980 円
M	●● ●●	224,000 円	300,000 円	524,000 円
N	●● ●●	9,000 円	300,000 円	309,000 円
O	●● ●●	55,980 円	300,000 円	355,980 円
P	●● ●●	6,980 円	300,000 円	306,980 円
Q	●● ●●	3,000 円	300,000 円	303,000 円
R	●● ●●	55,980 円	300,000 円	355,980 円
S	●● ●●	490,220 円	300,000 円	790,220 円
T	●● ●●	23,000 円	300,000 円	323,000 円

発言目録 1

(吉野敏明政経医チャンネル)

令和 7 年 3 月 6 日 (甲イ 6)

19:37 吉野「さて、日本誠真会ですけども 3 月 5 日の入党者数が 3 名、寄付金が 31,025 円増えて 11,913,583 円、1 円単位で寄付してくださって本当にありがとうございます。この資金は全て選挙に使います。」

19:52

令和 7 年 4 月 22 日 (甲イ 7)

18:19 吉野「そして寄付金額も 313,000 円も増えました。えー、18,062,016 円。本当にどうもありがとうございます。でも全然足りないんです、これじゃあ。なんとしても 2 億 5 千万は集めたいんです。なんとしても北海道から沖縄まで立候補してもらいたいんです。もう供託金だけで 2 億近くかかってしまう。」

18:44

令和 7 年 4 月 30 日 (甲イ 8)

16:29 吉野「4 月 29 日の寄付金は、何と 4,616,122 円で、振込件数、昨日も 620 でびっくりしたんですけれど、その前が 222 でびっくりしたんですけれど その前が 10 件だったのがびっくりしたんですけれど、何と、ね、これ、これ一昨日ですよ、一昨日付けですよ、1790 件、そして 26,554,677 円、すごい金額で増えました。本当に皆さんありがとうございます。でも全然これでも足りません。全然これでも足りません。僕は何としてでも 4 5 選挙区で候補者を全員立てたい。理由は何でかって言うと私、全国比例で立候補する予定なんですけど全国比例はポスターが出せないんですよ。だから北海道から沖縄まで全国全員立候補して日本誠真会のポスターを・・・(電波乱れの為、聞き取れず) 投票するときにはポスターがない状態でどうやって選んでもらうんですか。だから何が何でも皆さんに千円を出していただきたい。このチャンネルも 14 万人いますけれども、えー吉野敏明チャンネルの方は 44 万多分今 3 千人突破してると思います。一人が千円出していただくと 4 億 4 千万になるんです。そしたらなんとか供託金を全部払えるんです。そして日本を取り戻したい。日本人に日本を取り戻したい。そういう思いでやっています。」

17:57

令和 7 年 5 月 2 日 (甲イ 9)

16:57 吉野「寄付金額は3千万円を突破しました。ですが全然足りません。何とか北海道から沖縄まで45選挙区全員立候補させたいんです。その為には供託金が300万円必要です。その為には供託金だけで1億3千5百万円も必要です。何としてでも全員立候補させたい、なぜ。私は比例で出ます。比例で出るんですが比例は何と皆さんポスターがないんですよ。ポスターがないの。その為には北海道から九州・沖縄まで全員、全選挙区の人が立候補して日本誠真会のポスターを全国に貼らねばならない。じゃないと、どこに投票していいかわからないからです。全国比例はなんと供託金が一人6百万円。5人、5人立候補しただけで3千万円。ああいう街宣車だって一台3百万円とか5百万円するんですよ。それ全部揃えてください。すぐ一億円ぐらいになっちゃいます。なので目標最低でも2億5千万円。これを何とか集めようとしています。よろしくお願いします。」

18:03

令和7年5月3日（甲イ10）

12:54 吉野「33,371,801円。今日もそうなんですけど封筒に入れて現金のご寄付もお願いしてるんですけども、本当に一円単位で皆さんがご寄付いただけてます。心の底から、お礼を申し上げます。がしかし、全然足りません。全然足りません。45選挙区に候補者立てると供託金で3百万円かかるので、45×3百万円で1億3千5百万円払わなきゃいけないんですよ。そして比例で仮にもし5人立候補させるとすると、比例は6百万円の供託金なので3千万です。1億3千5百万円、これに3千万円足す。1億6千5百万円だけじゃないんです。ウグイス嬢、これに法定のちゃんと報酬を払わないといけない。街宣車も買わなきゃいけない、借りなきゃいけない。事務所も借りなきゃいけない。2億5千万円は絶対必要なんです。ですから選挙が、選挙期間が18日ですから後実際選挙まではなんと61日しかない。その61日までに何とか2億5千万円集めなきゃいけない。ですから皆さんの温かいご支援を本当によろしく申し上げます。政治に参加するというのは3つの方法があります。一つは立候補すること。二番目は黨員になって本当にビラを配ったり、チラシを配ったり、あるいは駅頭に立って声をかけたりすること。三番目が寄付をすることです。是非、この寄付によろしくお願い申し上げます。」

14:30

令和7年5月4日（甲イ11）

07:47 吉野「えーこの場をお借りしまして・・・（聞き取れず）本当に心より感謝申し上げます。が、全然足りません。全然足りません。2億5千万ほど必要なんです。この選挙に立候補するのにですね、北海道から沖縄まで45選挙区あるんですけど、供託金を3百万円払わなきゃいけない。3百万円も払わなきゃいけない。45×

3百万円で1億3千5百万円。これが、えー、選挙区。そして全国比例。全国比例は立候補するのに、えっと6百万円の供託金が必要なんです。そしてね、皆さん、こっからすごく大事だから聞いて。僕は全国比例で立候補します。全国比例で立候補するので北海道から青森・秋田始まって東京・名古屋・大阪、それこそ九州、鹿児島・沖縄の人まで誰でも私に投票できます。吉野敏明と、あの記名して、記名して投票できるようにします。できるようにします。ところがなんです。ところがなんです。全国比例は皆さんポスター出せないんですよ。ポスターが出せないです。酷いでしょ。ってことは日本誠真会っていうものをポスターとして掲示するためには北海道から沖縄まで45選挙区全員立候補してもらわないと困る。じゃないとポスターが貼れない。そして皆さん投票所行ったことあるでしょ。投票行ったことがない人は、あの一、行けばわかります。自民党とか公明党とか立憲民主党とかNHK党とかポスターが貼ってあると。そこに日本誠真会のポスターがなかったら投票するかどうかわかんないでしょ。で投票箱の前に行ったら、こう投票、紙に書く台があって、このぐらいのところにね、こっち側からね、じみ、自民党えーそれからさらに立憲民主党、公明党とかってこう多い順に書いてあって多分一番端っこになるんですよ。そこに日本誠真会って書いてあったらそれ書くのわかんないじゃないですか。だから北海道から沖縄まで全員候補者立てたいんですよ。そしてそこにちゃんとこのね、日本国旗カラーの、白と、えーっと赤の日本国旗のね、色のポスターを作り、でそこに、えー、候補者の写真、場合によっては、まあこれちょっと色々ルールが変わってますけども候補者の写真と私の顔写真があれば、あ、これよしりんの政党だなんてわかるでしょ。それをしないと僕に投票できないんですよ。だから絶対に45選挙区に、北海道から沖縄まで候補者を立てたいんです。そして私は全国比例で出ると。そして北海道の候補者、候補者の人に投票してください。そして全国区は私に投票してください。あっ投票してくださいって、これ選挙違反になっちゃうから言えないね。北海道の候補者の人の名前が書いてある。全国比例のところにも書いてある。でそこでね、書いたら例えば北海道で立候補してる仮にAさんって人がいたとするでしょ。Aさんの票も全国比例の票になるんですよ。つまり北海道から沖縄まで投票して下さった人、候補、立候補して下さった方、落選したとしてもその票は日本誠真会に入るんです。そういう選挙のルールを今説明しています。ね、投票運動を促してるんじゃないです。いいですか。こういうルールなんです。だから私は全国比例に出るので吉野敏明って書けるんです。で、全国比例のルールは日本誠真会って書くか、えー全国比例に立候補した人の名前、ね。私の名前だったり、木原さんの名前だったり色々あるかもしれませんが。そこにあるんです。ま、こういうルールなんです。なのでなんとしてもその1億3千5百万円のまず供託金と全国比例で5名出すとすると、全国比例は6百万もするんですよ、皆さん。6×5=30で3千万円。1億3千5百万円足す、えーと6千万円でもうこれで2億弱でしょ。でそれにえーとポスターを、ポスターは公費で出ますけど

も幟を作ったりとか、それからウグイス嬢をね雇ってねウグイスね、アナウンサーしてもらったりとかね。あと街宣車です、高いのは。これ考えたら本当は3億5千万くらい必要なんですけどもギリギリなんとか、あの、歯を食いしばって頑張るにも2億5千万はどうしても必要なんです。ですから皆さんのご寄付がすごく大切、大切になります。私は絶対に自民党の様に経団連からもらうとか、医師会からもらうとか、公明党の様に宗教団体からもらうとか立憲民主党の様に、ね、労働組合からもらうとか教職員組合からもらうとか、あの、しません。しません。本当に本当に皆さんの力で勝ち抜いて、そして国民政を作ろうという、ドン・キホーテって言われるかもしれませんが命がけでやってるわけです。ですから皆さんのその千円寄付運動ってのがとっても大事になるんです。

12：18

令和7年5月16日（甲イ12）

13：12 吉野「57, 398, 044円、ありがたいです。本当にありがとうございます。でも全然足りないんですよ。供託金だけで1億6千5百万円かかるんです。立候補するだけで国に1億6千5百万円を出さなきゃいけないんですよ。こんなバカな制度なんですよ。お願いします。」

13：30

令和7年5月17日（甲イ13）

21：29 吉野「選挙を戦うために2億5千万も必要です。東京都議会議員選挙も供託金が60万円。参議院議員選挙では、なんと3百万円。全国比例は6百万円。参議院議員選挙を戦うだけでも1億6千5百万円を国に払わないと立候補すらさせてくれないんですよ。その他にもポスター、幟、街宣車、ウグイス嬢に支払うお金、そして選挙事務所、どう考えても普通は5億円が必要です。しかしながら、日本誠真会は優秀なボランティアの方がたくさんいます。なので何とか2億5千万円を命がけでかき集めています。皆さんの協力を本当にお願ひします。」

22：12

令和7年5月18日（甲イ14）

16：46 吉野「6千万円の壁を突破いたしました。そう振込み数は8, 909。でも、全然足りません。この2千万と6千万を足しても8千万円です。2億5千万円は必要になります。是非とも皆さん、寄付をお願いいたします。このお金がないと立候補させてくれないんですよ。立候補するだけで1億6千5百万円かかるんですよ。ポスター代、幟代、街宣車、ウグイス嬢、事務所を構える。お金がいるんです。そうしないとこの国は竹中平蔵や小泉純一郎どころか、今の石破、その前の岸田、その前の菅、

どうしようもない連中が総理大臣をやってむちゃくちゃにしてくれてるのを治さなきゃいけないんです。」

17 : 29

令和7年5月21日（甲イ15）

15 : 56 吉野「えー、一昨日6百万円の、あ、6千万円の壁を突破しました。えー、昨日も1,496,000円ものお金を寄付していただきました。本当にありがとうございます。振込数は169。総振込数は9,565。でもです。でもなんです。吉野敏明後援会とこっちを足しても8千万円。8千6百万円なんです。全然足りないんですよ。立候補するだけで1億6千5百万円も供託金取られんですよ。めっちゃくちゃなシステムでしょ、これ。酷いでしょ。だから皆、政策より誠実とか言えないんですよ。皆、媚びへつらって、それで立候補し易いデカイ政党から立候補して、政策も理念もへったくれもない、誠実さなんてなんにもない。つい先日も候補予定者来たんですよ。ね。で、どういう風にして協力してくれるんですか？って言うから、は？協力？どういう意味？ドゥーユーノーミー？って言ったら、いや、お金を貰ってあげるから立候補してあげるって言ったんですよ。何を言ってんですか。なんでわ、わた、供託金は出す、出しますよ、もちろん。出してあげますよ。ポスターも出しますよ。だけどそれ以外に金よこせなんておかしいでしょ。こういうことを言うやつがいるから、こういう世の中になっちゃうんですよ。政治家になって金儲けしようとするから。政治家になって金儲けしようとするやつなんて来るな。日本の病を治す誠実な人に来てください。そして能力のあれば能力が高い人ほど来てください。能力が高い人は、その能力を自分の為には使ってはなりません。17条憲法。万葉集。五ヶ条の御誓文。一番きちんと書いてあるのは教育勅語。能力のある人間は、その能力を自分の為に使うな。偏差値、学歴、収入、社会的地位、肩書、こういうものがある人間、能力がある人間、頭のいい人間はその知能は、財力はこの国を救うために使うんですよ。それが日本の伝統ですから。日本人であるなら、優秀なやつ、お金を持つてる人間、社会的地位のある人、自分が経営者である人、そういう人こそ来なきゃダメなんですよ。わかりますか。自分とか自分の家族とか自分の身内だけ金持ちにする、いい思いをする。それじゃあ韓国の大統領じゃないですか。日本人は違うんですよ。そういう人に来てもらいたい。というわけで候補者募集中です。参議院議員は7月3日公示、最悪でも7月の2日までに45選挙区全員立候補者決める。」

18 : 35

令和7年5月22日（甲イ16）

05 : 25 吉野「この吉野敏明政経医チャンネル全員の登録者数は14万人です。皆さんがもし千円全員が寄付して下さったら1億4千万人にな、よ、よ、4千万円になり

ます。どうしてもロバート・ケネディ Jr のような人間を日本も厚生労働省の大臣にしなければなりません。トランプのような人を、WHO を脱退するような人を総理大臣にしなければなりません。その為には日本誠真会が躍進しなければと思っています。立候補するだけでも1億6千3千5百万円。立候補するだけです。ポスター別。街宣車別。幟別。ウグイス嬢も全部別です。事務所を借りるのも別です。どう考えても最低でも2億5千万、できれば5億円欲しいくらいです。なんとか頑張っておりますので、えー皆さんの温かいご支援をよろしくお願いします。」

06 : 17

令和7年5月23日（甲イ17）

16 : 58 吉野「でもね、皆さん本当にありがとうございますんですけども、足りないんです。足りないのよ。もう2億5千万くらい必要なの、お金が。なんで。立候補するだけで供託金が1億6千5百万円もかかるんです。こうやって正しいこと、実行する人、嘘をつかない、誠実な人が来れないようにしてるんです。江藤みたいな人間が、石破みたいな人間が政治をやり続けるようなシステムになってる。これをぶっ壊さない。ぶっ壊さない。本気で私は与党になって、総理大臣になって、この国を治す。ロバート・ケネディ Jr、イーロン・マスク、そしてトランプ大統領のようにやる。WHO、私は脱退しますよ。それどころか国連も脱退すべきだと非常に強く思ってますよ。だって日本だけが敵国なんだもん。」

18 : 02

令和7年5月24日（甲イ18）

17 : 29 吉野「選挙まで2億5千万円が必要なんです。立候補するだけで1億6千3千5百万円かかるんです。このバカだらけ、アホだらけ、嘘つきだらけの政治を何とかしないと、本当に中国に乗っ取られちゃいますよ。よろしくお願いします。」

17 : 44

令和7年5月26日（甲イ18）

18 : 00 吉野「絶対8千万円は超える。それでも足りないです。立候補するだけで1億6千5百万円。立候補するだけです。幟も買えないですよ。ウグイス嬢も雇えないですよ。ポスターも印刷できないです、それじゃあ。街宣車も買えない。事務所も借りられない。本気で戦いますよ。もう維新はもともと戦うつもりだったけども、本当に裁判まで仕掛けてくるんだったら受けて立ちますよ。身の潔白証明して下さいね、その代わり。こっちは一杯ネタ持ってますからね。そもそもですよ、橋下さん。維新の前あなた何やってたんですか、大阪維新の前は。石原慎太郎さんたちと日本維新の党だったんでしょ。石原さんたちの盟友は私の応援についてくれてるんですよ、皆知

ってるんですよ、大丈夫ですか。大丈夫ですか。立候補者募集中です。参議院議員、45人何とか集まりたい。」

19:15

令和7年5月27日（甲イ19）

17:30 吉野「吉野敏明政経医チャンネルも、なんと16万人の方が登録しています。で、もしも皆さんが千円全員登録して下されば、1億6千万円になります。で、何度も言ってますけども、立候補するだけで、だけで、供託金を、ねえ、日本国に1億6千3百万円、あち、1億6千5百万円払わなきゃいけない。立候補するだけですよ。こういう幟ないんですよ。ポスター代別ですよ。ウグイス嬢別ですよ、街宣車も別ですよ。事務所も借りなきゃいけないんですよ。人も雇わなきゃいけないんですよ。だからもう本当に、本当に是非皆さんの協力をお願いします。」

18:12

令和7年5月28日（甲イ20）

18:27 吉野「まだまだ足りない。立候補するだけで1億6千5百万円、供託金がかかるんです。とてつもない金額なんですよ。こうやって正しいことをキチンとやってる人、約束をやぶ、ね、守る、こういう政治家が入って来れないようにしてるんです。だから、もちろん選挙制度も入ったら変えますけど。でも、な、なか、行かなきゃいけないということなんです。是非皆さん寄付をお願いします。」

18:52

令和7年5月29日（甲イ21）

20:30 吉野「今ね89,270,754円ですけど、2億5千万円必要なんですよ、立候補するだけで供託金だけで1億6千5百万円も取りやがるんですよ、政府は。立候補するだけですよ。戦うの。税と社会保障で一体改革なんて言う嘘つき共を一掃しなきゃダメなんです。本気ですよ、私は。命掛けてます。」

20:52

令和7年5月30日（甲イ22）

18:29 吉野「でもね全然足りないの。選挙まであと52日。ね、で、9千万円突破したんですけども両方併せても1億1千万円。立候補するだけで1億6千5百万円かかる、立候補するだけで。・・・（聞き取れず）戦うには2億5千万が必要なんです。だから本当に皆さん寄付の方よろしくをお願いします。」

18:52

令和7年5月31日（甲イ23）

16：23 吉野「寄付金は合計9千2百万までいきました。1億円目前です。ありがとうございます。でもですね2億5千万必要なんですよ。選挙戦うために、立候補するだけで1億6千5百万円かかるんです。」

16：36

令和7年6月2日（甲イ24）

19：55 吉野「だんだん1億円に近付いて来ました。94, 681, 538円。こっちと足して1億1千万円。でもね全然足りないの。立候補するだけで1億6千5百万円かかるんですよ。まだ5千万足りないんですよ。それでちゃんとこの幟、幟ね、この、これはミニチュアだけど、本物の幟。一人三十本くらい必要なんですよ。ポスター、4百枚5百枚必要なんですよ、一人。そうでしょ。神奈川選挙区って神奈川県中全部貼るんだから。東京なんて千枚以上必要ですよ。これ印刷しなきゃいけないの。街宣車必要なの。ウグイス嬢必要なの。事務所も必要なんです。絶対に2億5千万円以上は必要です。本当は5億円くらい欲しいんですけども日本誠真会は自分で言うのもなんですけど本当に素晴らしいからボランティアの人がすご、すごいんですよ。だけど全然足りない。こんな金がかかる選挙止めなきゃいけないですよ。」

20：50

令和7年6月3日（甲イ25）

17：44 吉野「97, 687, 556円、もう少しで1億円くらいです。ですから吉野敏明後援会とこれで1億円はなんとか超えます。超えました。ありがとうございます。でもいつも言ってます立候補するだけで1億6千5百万かかるんです。選挙カーがいるんです。ポスターも刷らな、印刷しなきゃいけないんです。ウグイス嬢も雇わなきゃいけないんです。事務所も借りなきゃいけないんです。」

18：04

令和7年6月4日（甲イ26）

12：06 吉野「寄付金額は99, 807, 872円もうちょっとで1億円です。でも全然足りない。もう立候補するだけで1億6千5百万円。そして、いいですか。ポスター代別ですよ。幟代も別ですよ。ウグイス嬢にお支払いする料金も別ですよ。事務所も借りなきゃいけない。街宣車も借りなきゃいけない、場合によっては買わなきゃいけない。どう考えても2億5千万は必要です。というわけで今、千円の輪募金をしてるわけです。ありがとうございます。立候補する人も続々と来ています。面接中です。もう本当に優秀な人に来ていただきたい。優秀な人に来ていただきたい。いいですか。優秀な人はその能力は自分の為には使ってはならん。国難を救う為に使うというふう

に聖徳太子から言っておられるわけです。いいですか、優秀な皆さん。あなたが必要なんですよ。」

12 : 59

令和7年6月6日（甲イ27）

17 : 31 吉野「寄付金額は1億円を昨日突破しましたが、103, 122, 372円、誠にありがとうございます。なんですけど全然足りない。立候補するだけで1億6千5百万円供託金を払わなきゃいけない。そして選挙戦を闘う為にはこの供託金以外でもポスターを刷らなきゃいけない。幟、幟、これはミニチュアですけど本物の幟、一人20本から30本くらい作らなきゃいけない。ね、ポスターを印刷する、ウグイス嬢もいる。えーがいせん、がい、街頭演説車もいる。事務所も借りなきゃいけないという最低でも2億5千万以上は必要です。じゃ、もしお金が余ったらどうするんですかって言ったらそれはそうですよ。そうなったらどうするのかって言ったら候補者立てます、もう。うん。なのでぜひ皆さん、よろしくお願いします。千円の輪運動をしています。えー、候補者募集中です。えーもう参議院議員の方でよろしくお願いします。」

18 : 22

令和7年6月7日（甲イ28）

18 : 03 吉野「で、えー、寄付金額は1億円を突破しておりますが、まだ全然足りません。供託金だけで1億6千5百万円。選挙戦うには2億5千万円必要です。後44日。選挙戦まで後もうに二十数日しかないです。そこでなんとかあと1億円以上儲けなきゃいけない。稼がなきゃいけない。それで選挙を戦わなきゃいけない。皆さん、ご理解いただけます。千円の輪運動。候補者募集中です。」

18 : 28

令和7年6月18日（甲イ29）

14 : 13 吉野「122, 970, 000円。1億3千万円に近づいて、え、あの、1億2千3百万円に近付いてまいりました。本当にどうもありがとうございます。」

純子「ありがとうございます。」

吉野「しかしながらです、さっきのお金併せてもこれ1億5千万ぐらいですよ。それからチケットを入れて約1千8百万からきゅ、あ、1億8千万から9千万ぐらい。あと6千万円ぐらい、どうしても、えー、45選挙区から出す為には必要です。供託金が1億6千5百万もかかるんです。ぜひ皆さん、よろしくお願いします。立候補者募集中です。7月3日が公示ですから、それまでになんとか45人集めたいということを考えてます。何が何でも皆さん、よろしく願いいたします。」

14 : 49

令和7年6月21日（甲イ30）

21：51 吉野「136, 804, 252円。さきほどの3千、えー、こっちですね。3千2百万円を足すと、1億6千8百万円。えーそして、えー、チケットですね。え、前回の横浜でやるのもありました。えーそれから、あー、えっと国際フォーラムのもやりました。これです、約2億円ぐらいにはなんとか達成しました。」

純子「はい。」

吉野「あともう5千万円です。あともう5千万円です。」

純子「はい。」

吉野「あともう5千万円、なんとか皆さん、ぜひ、よろしくお願いします。候補者も募集しています。」

22：21

令和7年6月28日（甲イ31）

15：28 吉野「1億4千4百万円集まりました。1億4千5百万円、もうすぐです。今日おそらく、1億4千5百万円になるでしょう。しかしながら私の寄付金と併せて約2億になりました。あともう5千万足りないです。あともう5千万円足りないんです。」

15：42

令和7年7月2日（甲イ32）

22：23 吉野「2億ちょっと超えました、ありがとうございます。ま、この大切な大切なお金で、えーこの12人で頑張ってやりたいと思いますので、戦略としては」

純子「はい。」

吉野「あー、全国にポスターが貼れないということになったんで」

純子「はい、はい。」

吉野「これ空中戦の方にお金を使わせていただきます。」

純子「うん。」

吉野「空中戦で。」

純子「そうですね。」

吉野「もう、たれば、テレビコマーシャルはね、出来なくはないんですけど、あれ1本出すだけで1億とかかかるから」

純子「うん。」

吉野「1回だけ15秒スポット出してもしょうがないからね」

純子「うん、うん。」

吉野「ですからネットとかを使いながら、SNS でなんとか名前をやっていこうと思います。」

純子「（聞き取れず）」

22 : 56

発言目録 2

(吉野敏明チャンネル)

令和 7 年 5 月 2 日 (甲イ 3 4)

23 : 52 吉野「寄付金は 3 千万超えました。しかしながら全然足りません。吉野敏明後援会が 2 千万円。これ 3 千万足しても 5 千万です。あと 2 億円ぐらい必要です。2 億円。参議院議員選挙に出る為には。勝つ為には。供託金っていうのが一人 3 百万円、4 5 都道府県で 3 百万×4 5 で 1 億 3 千 5 百万円。立候補するだけで 1 億 3 千 5 百万円。えーそして、えー、選挙区じゃなくて、えー私が出ようとしてる全国比例ね。全国比例はなんと 6 百万円も供託金がかかるんですよ、一人当たり。1 0 人出たら 6 千万ですよ。ね。もう 2 億円すぐいっちゃうと。あと街宣車とかも借りなきゃいけない、買わなきゃいけない。人も必要です。ですから最低でも、最低ラインが 2 億 5 千万。是非とも皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。」

24 : 39

令和 7 年 5 月 6 日 (甲イ 3 5)

18 : 30 吉野「多分もう 4 千万円を超えてると思いますが、全然足りない。それは先ほど政経医チャンネルで言ったとおりです。4 5 選挙区で全員立候補すると 1 億 3 千 5 百万円かかる。そして比例だとさんぜん、6 千万ぐらいかかる。それだけでも 2 億円近くなります。で、これさっきも言ったんで、大事な話ですから愛のコーナーを削ってでもお話しさせてますけども、日本誠真会から衆議院議員を出さなければいけない。その為には私は全国比例から当選させるべきだと思ってるんですけども、全国比例ってね理不尽なことにポスターが出せないんですよ、皆さん。だから吉野敏明っていうポスターないんです。日本誠真会のポスターすらないんです。ひどいでしょ。じゃあどうやって投票するのわかんないじゃん。そのために北海道から沖縄まで候補者たて、立ててるの、立てるんです。でそしたらここに北海道に例えば A さん、青森に B さん、ずーとって沖縄に Z さんという人が立候補するとするでしょ。だからこの人たちに投票してください、皆さんは、あ、投票してください言ったら選挙違反になっちゃうから。投票するとします。ね、投票するとします。で、この A さんから Z さんまでは全員落選仮にしたとします。ところがその A さんから Z さんまで投票した数。例えば北海道で 1 万票獲れました。青森で 8 千票獲れました。ね、えー、は、はかた、福岡県で 1 5 万票獲れましたとか、いったのが全部、全国比例区に入るんです。そして私は全国比例区から立候補します。つまりこの北海道から沖縄の人が全員落選したとしても、その人たちに皆さんが投票してくれた 1 票が全国比例区にカウントされま

す。そして私が全国比例に出ます。私が出た全国比例区のと、票、そして私以外にも B さん、C さん、D さん、E さんとか出ます。その票も全部、選挙区のも併せて全部ですよ、全国比例入れると。つまり私がですよ、仮に全国比例に立候補したとしますよね。で、北海道のえー、あなたが北海道の A さんに投票する。そして全国比例の私に投票する。それは、その 2 票は私の 2 票になる。つまり北海道から沖縄まで吉野敏明っていう人が仮に立候補していたとしたら 2 票入れることができるんです。だ、僕は全国比例から出たらどっからでも投票できます。でも、日本誠真会の、に、投票すると僕に 2 票投票したのと同じことになるんです。だから選挙区は例えば、えー、日本誠真会の何とかさんね、自民党の何とかさんに投票するけども、全国比例だけはよしりんに入れるよねとかってやると 1 票しか入らないんです。全部合わさるんです。そういうルールなんです。だから北海道から沖縄まで 45 個選挙区があるんです。徳島県と、えー、高知県は合区で 1 区になっちゃってて、島根県と、えー、鳥取県も合区なんで 47 じゃなくて 45 になってるんですけどね。そういうルールなんです。ですから是非ともそれを理解していただきたいということなんですね。ですから比例も、それから選挙区も、えー、日本誠真会に仮に投票したとすると、それは僕は比例の 1 位で出る予定にしていますから、そうするとその（聞き取れず）は、全部、仮にですよ、私が立候補したら、投票していただきって言うんですけど選挙違反になるから言いません。投票したとすると、その 2 票が私のところに来る。つまり日本誠真会の所属している、に、立候補者と、それから、えー、全国比例に、で、その私が出た、やるっていうと 2 票入ることになるわけです。それで百万票を目指してると。そうすると政党要件の 2% になると、国政政党になると供託金が全額返ってきます。そういうことです。そういうルールなんです。ね。これからもちょっと毎日言います。」

22 : 16

令和 7 年 6 月 5 日（甲イ 3 6）

17 : 13 吉野「選挙まで 4 6 日ですよ。で、皆さんのおかげで寄付金が 1 億円を突破しました。本当にどうもありがとうございます。心より感謝申し上げます。が、全然足りないです、これでも。この 1 億円とさっきの 3 千万円を足して 1 億 3 千万円。立候補するだけで 1 億 6 千 5 百万円。ね。で、他に、供託金ですよ。国に払うんです、このお金を。国に払わないと立候補させてくれないの。ひどいでしょ。ひどいルールでしょ。でね、その他にこういうね幟がいるでしょ。これおもちゃだけど、本物の幟ね。1 人 2 0 本くらいは必要です。街宣車なんか数百万円ですよ。ね。それからウグイス嬢。これもちゃんとあとから、ポスター代ね。ポスターとうぐい、ウグイス嬢さんを雇うのは法律で決まってるんですけど、それもお金払わなきゃいけない。あと事務所を借りるとかもそう。だから最低でも 2 億 5 千万円。最低でも。もし 2 億 5 千万円超えたら余ったらどうすんですかって、もっと立候補させます。当たり前で

しよ。で、この総得票数、仮にですよ、例えば岩手県から立候補してくださいました。落選しました。でも8千票集めました。この各都道府県の票、全部を合算し、えー、全国比例の人も合算して、で、それが総得票数の2%を超えると国政政党なると、このお金が返ってくるんです。1億6千5百万が返ってくるんです。返ってきたらどうするんですか。今度は衆議院議員でやるということね。そしてこういう皆さんが4毒食べてて病気になったのおかしかったでしょ。自分で病気作ってたんですよ。皆さんに責任があるって言ってんじゃないです。これ騙されてるわけです。オリーブ油が体にいいとか、亜麻仁油が体にいいとかね。騙されてるわけです。社会を治すわけです。うん。そして、千円の輪運動、皆さんありがとうございます。えー、立候補者しゅう、募集中でございます。」

19 : 20

令和7年6月9日（甲イ37）

16 : 25 吉野「え、42日です、あと選挙まで。え、寄付金額は106,727,090円ありがとうございます。でも立候補するだけで供託金が1億6千5百万円。ね。全然足りません。ですから千円の輪運動やっています。皆さん千円、よろしくお願いします。候補者も募集中です。」

16 : 44